

## 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

(平成11年労働省告示第137号)

(最終改正 平成17年厚生労働省告示第235号)

## 第1 趣旨

この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第24条の3、第3章第1節及び第2節の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

## 第2 派遣元事業主が講ずべき措置

## 1 労働者派遣契約の締結に当たっての就業条件の確認

派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに際しては、派遣先が求める業務の内容、当該業務を遂行するために必要とされる知識、技術又は経験の水準、労働者派遣の期間その他労働者派遣契約の締結に際し定めるべき就業条件を事前にきめ細かに把握すること。

## 2 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

## (1) 雇用契約の締結に際して配慮すべき事項

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者の希望及び労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して、雇用契約の期間について、当該期間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。

## (2) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受ける等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を解雇しようとする場合には、当該派遣元事業主は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく責任を果たすこと。

## 3 適切な苦情の処理

派遣元事業主は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣元事業主において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めること。また、派遣元管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

## 4 労働・社会保険の適用の促進

## (1) 労働・社会保険への適切な加入

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うこと。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険の加入手続を行うときは、この限りでないこと。

## (2) 派遣労働者に対する未加入の理由の通知

派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、派遣先に対して通知した当該派遣労働者が労働・社会保険に加入していない具体的な理由を、当該派遣労働者に対しても通知すること。

## 5 派遣先との連絡体制の確立

派遣元事業主は、派遣先を定期的に巡回すること等により、派遣労働者の就業の状況が労働者派遣契約の定めと反していないことの確認等を行うとともに、派遣労働者の適正な派遣就業の確保のためにきめ細かな情報提供を行う等により派遣先との連絡調整を的確に行うこと。

## 6 派遣労働者に対する就業条件の明示

派遣元事業主は、モデル就業条件明示書の活用等により、派遣労働者に対し就業条

件を明示すること。

7 労働者を新たに派遣労働者とするに当たっての不利益取扱いの禁止

派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のもを新たに労働者派遣の対象としようとする場合であって、当該労働者が同意をしないことを理由として、当該労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

8 派遣労働者の福祉の増進

(1) 福利厚生等の措置に係る派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

派遣元事業主は、労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ派遣先に雇用され派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握し、当該派遣先において雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 派遣労働者の適性、能力、希望等に適合する就業機会の確保等

派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、当該労働者の適性、能力等を勘案して、最も適合した就業の機会の確保を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、派遣先における就業環境等について当該労働者の希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければならないこと。また、派遣労働者はその有する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることにかんがみ、派遣元事業主は、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。

9 関係法令の関係者への周知

派遣元事業主は、労働者派遣法の規定による派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置の内容並びに労働者派遣法第3章第4節に規定する労働基準法等の適用に関する特例等関係法令の関係者への周知の徹底を図るために、説明会等の実施、文書の配布等の措置を講ずること。

10 個人情報の保護

(1) 個人情報の収集、保管及び使用

イ 派遣元事業主は、派遣労働者となろうとする者を登録する際には当該労働者の希望及び能力に応じた就業の機会の確保を図る目的の範囲内で、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には当該派遣労働者の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派遣労働者となろうとする者及び派遣労働者（以下「派遣労働者等」という。）の個人情報（(1)及び(2)において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

(イ) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(ロ) 思想及び信条

(ハ) 労働組合への加入状況

ロ 派遣元事業主は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

ハ 派遣元事業主は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者であって派遣労働者となろうとする者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類によりその提出を求めること。

ニ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。なお、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には、労働者派遣事業制度の性質上、派遣元事業主が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限られるものであること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

(2) 適正管理

イ 派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を適切に講ずるとともに、派遣労働者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明

しなければならないこと。

(イ) 個人情報を中心に必要範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

(ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

(ハ) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

(ニ) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

ロ 派遣元事業主が、派遣労働者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

ハ 派遣元事業主は、次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

(イ) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

(ロ) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

ニ 派遣元事業主は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

(3) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

(1)及び(2)に定めるもののほか、派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

11 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等

(1) 派遣元事業主は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならないこと。なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うことは、派遣先によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であるが、派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者に対してこれらの行為を求めないこととする等、派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力の禁止に触れないよう十分留意すること。

(2) 派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第3条の規定を遵守するとともに、派遣労働者の性別を労働者派遣契約に記載し、かつ、これに基づき当該派遣労働者を当該派遣先に派遣してはならないこと。

12 紹介予定派遣

(1) 紹介予定派遣を受け入れる期間

派遣元事業主は、紹介予定派遣を行うに当たっては、六箇月を超えて、同一の派遣労働者の労働者派遣を行わないこと。

(2) 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示

派遣元事業主は、紹介予定派遣を行った派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれその理由を書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示するよう求めること。また、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ又は電子メールによる場合にあつては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）により明示すること。

# 派遣先管理台帳に係る改正について

派遣元管理台帳

**改正点①**  
労働者派遣が一日を超えない場合には作成不要であるが、作成を義務化

派遣先管理台帳

法第37条第1項

- 1 派遣先の氏名又は名称
- 2 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 3 労働者派遣の期間及び派遣就業する日
- 4 始業及び終業の時刻
- 5 従事する業務の種類
- 6 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 7 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 8 その他厚生労働省令で定める事項

則第31条

- 1 派遣労働者の氏名
- 2 事業所の名称 ※派遣先の事業所名
- 3 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- 4～8 26業務等に関する事項
- 9 労働・社会保険に関する事項

通知

3項目について

1. 定期的(1月1回以上)に派遣元事業主に通知
2. 派遣元事業主から請求があった場合に通知

**改正点③**  
派遣就業をした場所、従事した業務の種類を通知事項に追加

**改正点②**  
派遣就業をした場所を記載事項に追加

法第42条第1項

- 1 派遣元事業主の氏名又は名称
- 2 派遣就業をした日
- 3 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 4 **従事した業務の種類**
- 5 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 6 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 7 その他厚生労働省令で定める事項

則第36条

- 1 派遣労働者の氏名
- 2 事業所の名称 ※派遣元の事業所名
- 3 派遣元事業主の事業所の所在地
- **派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所**
- 4 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- 5～9 26業務等に関する事項
- 10 労働・社会保険に関する事項

労働者派遣事業報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

Header information form with fields for license number, name, address, and reporting period.

1 派遣労働者雇用等実績

Main data table with multiple rows and columns for employment statistics, categorized by worker type and business type.

労働者派遣事業報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

Table with 2 columns: ① 許可番号又は届出受理番号 (ふりがな), ② 許可年月日又は届出受理年月日 (年 月 日). Rows include ③ 氏名又は名称, ④ 代表者の氏名 (法人の場合), ⑤ 事業所の名称, ⑥ 事業所の所在地.

1 派遣労働者雇用等実績

Table with 4 main rows: ① 労働者の総数, ② 派遣労働者の数及び登録者の数, ③ 派遣労働者の数及び登録者の数 (6月1日現在), ④ 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況. Includes sub-rows for business types and insurance types.

2 労働者派遣等実績

Table with 2 rows: ① 派遣労働者の数 (1日平均), ② 派遣先の実数.

2 労働者派遣等実績

① 派遣労働者の数(1日平均) (人)	日雇派遣労働者(実数)	日雇派遣労働者以外の労働者				
		常用雇用労働者(実数)		常用雇用労働以外の労働者 (実数)		
② 派遣先の実数 (件) :						
③ 労働者派遣の料金	1日(8時間当たり)の額 (円)					
日雇派遣労働者が従事した業務に係る労働者派遣の料金	1日(8時間当たり)の額 (円)					
労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る労働者派遣の料金	種類	1日(8時間当たり)の額 (円)	種類	1日(8時間当たり)の額 (円)	種類	1日(8時間当たり)の額 (円)
④ 派遣期間中の派遣労働者の賃金	1日(8時間当たり)の額 (円)					
日雇派遣労働者の賃金	1日(8時間当たり)の額 (円)					
労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る派遣労働者の賃金	種類	1日(8時間当たり)の額 (円)	種類	1日(8時間当たり)の額 (円)	種類	1日(8時間当たり)の額 (円)
⑤ 労働者派遣事業に係る売上高(円)						
⑥ 海外派遣	実績の有無	有	無	海外派遣労働者数(人)		
⑦ 紹介予定派遣	実績の有無	有	無			
	紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)			紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)		
	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)			紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用についた労働者数(人)		
⑧ 労働者派遣契約の期間別件数(件)	1日以下のもの	1日を超え 7日以下のもの	7日を超え 1月以下のもの	1月を超え 3月以下のもの	3月を超え 6月以下のもの	
	6月を超え 9月以下のもの	9月を超え 12月以下のもの	1年を超え 3年以下のもの	その他	合計	

3 派遣労働者等教育訓練実績

① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施人員 (人)	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施期間 (日)	⑦ 派遣労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT	派遣元 事業主	他の教育訓練 機関への委託	その他			
									有 無	
			有給	無給					有 無	
			有給	無給					有 無	
			有給	無給					有 無	

4 民営職業紹介事業との兼業の有無

有 無

③ 労働者派遣の料金	1日(8時間あたり)の額 (円)							
	労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る労働者派遣の料金	種類: 1日(8時間あたり)の額 (円)						
④ 派遣期間中の派遣労働者の賃金	1日(8時間あたり)の額 (円)							
	労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る派遣労働者の賃金	種類: 1日(8時間あたり)の額 (円)						
⑤ 労働者派遣事業に係る売上高 (円)								
⑥ 海外派遣	実績の有無	有	無	海外派遣労働者数(人)				
⑦ 紹介予定派遣	実績の有無	有	無					
	紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)				紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)			
	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)				紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用結びついた労働者数(人)			
⑧ 労働者派遣契約の期間別件数 (件)	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	1年以上 3年未満	その他	合計	

3 派遣労働者等教育訓練実績

① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施人員 (人)	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施期間 (日)	⑦ 派遣労働者の費用負担の有無	備考
			OJT (賃金支給の状況)	Off-JT	派遣元 事業主	他の教育訓練 機関への委託	その他			
}			有給	無給					有	無
			有給	無給					有	無
			有給	無給					有	無
			有給	無給					有	無

4 民営職業紹介事業との兼業の有無

有	無
---	---